

関東地域事業用自動車安全施策２０２５

Ⅰ. はじめに

事業用自動車については、乗客の生命、顧客の財産を預かる運送のプロとして、自家用自動車以上に高度な安全性が求められる。

２０２１年３月に国土交通省において策定された「事業用自動車総合安全プラン２０２５（以下、プラン２０２５）」を踏まえ、関東運輸局では、同年１０月に「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」（計画期間：２０２１～２０２５）を決定し、事業用自動車全体及び各業態の交通事故削減目標を個別に設定するとともに、「関東地域事業用自動車安全施策」を取りまとめ、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、ＰＤＣＡサイクルに沿って、事故防止の取組を推進していくこととしたところである。

しかしながら、ここまでの事業用自動車の交通事故発生状況をみると、全体目標の達成は難しい状況にあることから、事故削減目標に向けて事故防止対策を強力に推進する必要がある。特に各業態において、個別目標から大きく乖離している、または、減少がみられない項目を最重要項目と位置付けて取り組む必要がある。

取り組むべき最重要項目は、バス事業については、高止まり傾向の「乗合バスの車内事故」及び近年増加している「高齢歩行者の死傷事故」、タクシー事業については、発生件数が特に多い「出会い頭衝突事故」、トラック事業については、未だ根絶しない「飲酒運転」及び多数の死傷者を生じさせている「追突事故」とすることとした。

関東運輸局は、これら各業態別の最重要項目を含む「関東地域事業用自動車安全施策」を、官民で総力を挙げて事業用自動車の事故削減に向けて取り組んでいくこととする。

Ⅱ. 事故削減目標

関東地域事業用自動車交通事故削減目標

(計画期間：2021～2025)

【全体目標（全モード）】

- | | |
|-----------|----------|
| ① 24時間死者数 | 55人以下 |
| ② 重傷者数 | 600人以下 |
| ③ 人身事故件数 | 6,340件以下 |
| ④ 飲酒運転 | ゼロ※ |

【各業態の個別目標】

<バス>

- | | |
|---------------|--------|
| ① 乗客死者数 | ゼロ※ |
| ② 24時間死者数 | 0人 |
| ③ 重傷者数 | 45人以下 |
| ④ 人身事故件数 | 280件以下 |
| ⑤ 飲酒運転 | ゼロ※ |
| ⑥ 車内事故件数：乗合バス | 20件以下 |
| ⑦ 負傷事故件数：貸切バス | 5件以下 |

<タクシー>

- | | |
|--------------|----------|
| ① 乗客死者数 | ゼロ※ |
| ② 24時間死者数 | 5人以下 |
| ③ 重傷者数 | 175人以下 |
| ④ 人身事故件数 | 2,700件以下 |
| ⑤ 飲酒運転 | ゼロ※ |
| ⑥ 出会い頭衝突事故件数 | 330件以下 |

<トラック>

- | | |
|-----------|----------|
| ① 24時間死者数 | 50人以下 |
| ② 重傷者数 | 380人以下 |
| ③ 人身事故件数 | 3,360件以下 |
| ④ 飲酒運転 | ゼロ※ |
| ⑤ 追突事故件数 | 1,135件以下 |

※直ちに削減すべき目標

Ⅲ. プラン2025で策定された目標の達成に向けて当面講ずべき施策

取り組むべき課題	施策	行政	事業者	利用者
1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現				
①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応	【国土交通省】			
	○運輸安全マネジメント評価を通じ、感染症に係る事業者の取組を確認し必要に応じて助言等を実施	○		
	○非接触型事業運用及び業務効率化に向け、Ｉ○Ｔ等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施	○		
	○高度な点呼機器の活用によるＩＴ点呼（遠隔点呼）の対象拡大を検討	○		
	○自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討	○		
	○バス・タクシーの車内換気の安全性を周知	○		○
	○適性診断のオンラインカウンセリングの実施による感染症拡大防止対策の推進	○		
	○指導講習のリモート方式の実施による感染症拡大防止対策の推進	○		
	【バス業界】			
	○「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の周知徹底		○	○
	○車内の座席、つり革、手すり等の消毒の徹底		○	
	○マスクの着用、時差出勤、車内換気の周知の徹底		○	
	○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底		○	
	○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じよう徹底		○	
	○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び手洗いの励行等感染防止対策を徹底すること、時差出勤の推奨、会話を控えること等と呼びかけよう周知		○	○
	○高度な点呼機器の活用によるＩＴ点呼（遠隔点呼）の導入を推奨		○	
	○換気改善装置の導入促進及びバスを安心して利用して頂く車内換気等の啓発		○	○
	【タクシー業界】			
	○エッセンシャルワーカーとして、公共交通を維持するため「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底		○	○

	○マスクや手袋の着用、車内換気の周知の徹底		○	
	○乗客降車後の車内消毒の徹底		○	
	○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底		○	
	○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じよう徹底		○	
	○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び可能な限り助手席への乗車を避けることなどを要請するステッカーを貼付等し周知		○	○
	【トラック業界】			
	○「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、荷物の受け渡し、荷役等におけるマスクや手袋着用、及び荷積み前や荷卸し後の車内及び資器材の消毒の周知徹底		○	○
	○トラック運送事業における取引環境・労働時間改善協議会での検討などにより、物流の効率化に向けた生産性の向上、労働時間の改善を推進（具体例：納品書の電子化（ペーパーレス）、宅配便荷物の宅配ボックスの活用や置き配など、新しい生活様式に順応した配送業務の効率化）		○	○
	○トラック運転者に適用される関係法令の遵守及び労働環境改善のため、高速道路のSA・PAの駐車スペースの確保、休憩・休息施設や中継物流拠点等の整備・拡充などの関係者への働きかけ		○	
	【メーカー】			
	○国交省安全・環境基準課主導の国際基準調和活動を含む保安基準策定への協力、事故分析に基づく安全基準等の強化に係ったVRU ⁸ -proxi 対象者の事故増加対応とコロナ禍で通勤形態の変化を踏まえ、交差点での安全機能向上（BSIS ⁹ 、MOIS ¹⁰ 等設定施策）施策に検討協力する		○	
	○車内換気シミュレーション結果と換気改善装置等の導入検討に参加協力する（国交省総合政策局施策に検討の参加協力を行う）		○	
	○国交省総合政策局取組計画にある「乗客への見える化」施策への検討協力。		○	○

⁸ VRU：Vulnerable Road Users 歩行者や自転車といった交通弱者

⁹ BSIS：Blind Spot Information System 自転車の左折巻き込み事故を予防するための大型車の側方衝突警報装置

¹⁰ MOIS：Moving Off Information System 車両前方の死角にいる歩行者、自転車との衝突を予防するための衝突警報装置

	車内換気情報を、どのように乗降客へ提示するかの方法等について、研究を開始（具体化は未定）			
②人手不足の深刻化、働き方改革の推進	【国土交通省】			
	○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に盛り込まれた施策の推進	○		
	○「ホワイト物流」推進運動の展開	○		
	○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の推進	○		
	○標準的な運賃の浸透など改正貨物自動車運送事業法の取組の推進	○		○
	【バス業界】			
	○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」（厚生労働省委託事業）を活用し、バス会社への就職を支援（令和4年度まで）		○	
	○「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進		○	
	○運行管理業務の受委託や短期出向の受け入れ等での労働力の確保		○	
	【タクシー業界】			
	○「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進		○	
	○「働きやすい職場認証制度」の推進による、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保		○	
	○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」（厚労省委託事業）を活用し、タクシー会社への就職を支援（令和4年度まで）		○	
	○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」に沿った高齢者の活用推進		○	
	【トラック業界】			
	○就職氷河期世代向けの「短期資格等習得コース事業」を展開するほか、トラック運送事業の輸送力確保のため、人材確保セミナー（若年・女性運転者・高齢者確保）の全国展開や、インターンシップ受け入れ企業の登録サイトの充実を図るとともに、インターンシップ導入促進支援事業、人材確保支援助成事業、準中型免許取得助成事業を実施		○	
	○「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等を活用し、荷主の協力も得て働き方改革を推進するとともに、標準貨物自動車運送約款（国土交通省告示）により、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備		○	○
	【国土交通省】			

③激甚化・頻発化する災害への対応	○運輸安全マネジメント評価の一環として、事業者の自然災害対応への取組（防災＋事業継続）に対する評価・助言等を行い、事業者の災害対応力の向上を促進	○		
	○事業者の防災力を高め、発災時においても業務を継続し、円滑にヒト・モノの輸送を実施できる体制の構築	○		
	○台風・大雪等の異常気象時における輸送の目安の周知等、安全性向上を促進	○		
	○ガイドラインセミナーにおける「運輸防災マネジメント指針」の紹介	○		
	【バス業界】			
	○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組の推進		○	
	【タクシー業界】			
	○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組の推進		○	
	【トラック業界】			
	○「運輸防災マネジメント指針」の周知を図り、各事業者の自然災害対応への取組（防災と事業継続）を促進することにより防災体制の構築と実践を推進		○	
	○大規模災害発生時における支援物資拠点での物流管理を担う「災害物流専門家」に関し、全ト協で策定した育成プログラムに基づく災害物流専門家研修を全国展開するほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、緊急物資輸送体制の確保による被災地支援・復旧・復興に取り組む		○	
	【メーカー】			
	○車両の緊急情報発信サービスを「災害時の他車両への災害状況連絡網の確立」としての利用体制化（案）。お客様の車情報（個人情報）を緊急時に広域情報として使う為の法的処置等、関連の制度、法規対応は関係省庁、国土交通省（安全政策課、物流政策課、貨物課、道路局）、経済産業省、内閣府の横連携に運動し協力検討したい。		○	
④オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応	【国土交通省】			
	○「2020TDM推進プロジェクト」として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント（TDM）」を推進	○		
	○バス等を使用したテロについて、バス事業者等による不審者の発見・不審物の検知を早期に行う等、未然防止を図るための対策の徹底	○		

【バス業界】			
○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組推進		○	
○バスジャック訓練等実施しテロ対策の徹底		○	
【タクシー業界】			
○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組推進		○	
【トラック業界】			
○東京 2021 大会等の円滑な大会運営・輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図るため、交通量の抑制や分散・平準化を行う「交通需要マネジメント（TDM）」の取組を推進（具体例：夏季休暇制度やテレワーク・時差出勤制度の導入のほか、物流に関しては、配送の時間変更やルート変更など）		○	

取り組むべき課題	施策	行政	事業者	利用者
2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶				
①飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応	【国土交通省】			
	○点呼の正しいタイミングの周知や、アルコール検知器の要件追加による、点呼時のアルコールチェックの強化	○		
	○運転者に対する、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進	○		
	○初任運転者に対する、飲酒傾向の確認や重点的なアルコールチェックによる、飲酒運転の習慣化の防止	○		
	○事業者の優良取組事例やアルコール依存症に係る周知	○		
	○飲酒運転の実態把握に向けた事故報告規則における報告項目の追加	○		
	○運行管理者講習等で飲酒運転撲滅の周知・徹底	○		
	【バス業界】			
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発		○	
	○飲酒運転・薬物運転の根絶を啓発するセミナー等の受講促進		○	
	○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開		○	
	○運転者に対する日常的飲酒に関する指導を徹底		○	
	【タクシー業界】			
	○「飲酒運転防止対策ガイドライン」に従った飲酒運転ゼロへ向けた取組推進		○	
	○性能良好なアルコール検知器の導入促進		○	
	○ASK等の講習会等の啓発		○	
	○飲酒運転撲滅の啓発		○	
	【トラック業界】			
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底		○	
	○事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る		○	
	○飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取組事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取組を積極的に展開		○	

②「ながら運転」の増加への対応	【メーカー】			
	○飲酒運転を抑制するアルコール検知器（インターロックを含む）の用品設定の検討		○	
	【国土交通省】【各業界】			
	○講習・セミナー等において、運転中の携帯電話等の使用禁止の啓発	○	○	
	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施	○		
	【バス業界】			
	○ドライブレコーダーの映像等を活用し運転中の携帯電話、スマートフォンの使用の禁止の指導を徹底するとともに、事故惹起者に対する指導内容と再発防止策を展開		○	
	【タクシー業界】			
	○「ながらスマホ禁止」のステッカーの車両貼付による、運転者や旅客等に対する注意喚起の推進		○	○
	【トラック業界】			
	○各季の交通安全運動等の機会をとらえ、運転中のスマートフォン等の画像の注視や、携帯電話等を用いて通話する行為は関係法令違反であり、かつ極めて危険であることを広報・周知		○	
③ 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応	【メーカー】			
	○DMS ¹¹ による監視の研究を検討		○	
	【国土交通省】【各業界】			
	○講習・セミナー等において、あおり運転の悪質性・危険性について啓発	○	○	
	【バス業界】			
	○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施		○	
	【タクシー業界】			

¹¹ DMS : Driver Monitoring System [ドライバーステアリングシステム（眠気・居眠り検知、脇見等検知）のガイドライン](#)が国土交通省より公表されている。

	○ドライブレコーダーの装着率向上と、犯罪や事故捜査のために各都道府県警察へドライブレコーダーの映像等情報提供の取組の推進		○	
	【トラック業界】			
	○妨害運転罪の創設を踏まえ、いわゆる「あおり運転」の悪質性・危険性について、各季の各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施		○	
	【メーカー】			
	○ドライブレコーダーの普及 ⇒自動車運送事業者のドライブレコーダーの採用背景を調査研究し、安全で安心な運行確保のツール研究に協力する。		○	

取り組むべき課題	施策	行政	事業者	利用者
3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及促進				
① デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	【国土交通省】			
	○ 非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施（※再掲）	○		
	【バス業界】			
	○ IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進		○	
	○ ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用		○	
	【タクシー業界】			
	○ 通信事業者等と連携し、旅客需要を予測する「AIタクシー」の普及・促進		○	
	○ AIを活用したドライブレコーダーによる交通事故削減技術の普及・促進		○	
	【トラック業界】			
	○ 事業者側において、車両の動態をリアルタイムで管理・把握できるシステムや配車計画システムの導入を、また、荷主側には納品等の予約受付システムの導入促進を図り、配送ルート最適化や、荷待ち時間等の縮減などトラック運送事業者と荷主等が連携して物流全体の効率化が図られるよう取り組む		○	○
② 自動車の先進安全技術の更なる普及	【国土交通省】			
	○ 技術進展や事故データを踏まえ、事故削減効果を見極めた上でその効果の高いと期待される先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進を引き続き進める	○		
	○ 今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進	○		
	○ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載する車両に対する購入補助	○		
	○ 税制特例措置による先進安全技術の普及	○		
	【バス業界】			
	○ 衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進		○	
	【タクシー業界】			
	○ 先進安全自動車（ASV）タクシーの導入推進の取組		○	

③ ICTを活用した高度な運行管理の実現	前後のセンサー等のほか、両サイドの安全装備の充実等更なる安全性の追求			
	【トラック業界】			
	○ 先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図るとともに、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進		○	
	【メーカー】			
	○ 国交省安全・環境基準課主導の国際基準調和活動を含む保安基準策定への協力、事故分析に基づく安全基準等の強化に関係したVRU-proxi対象者の事故増加対応とコロナ禍で通勤形態の変化を踏まえ、交差点での安全機能向上(BSIS, MOIS等設定施策)施策に検討協力する(※再掲)		○	
	【国土交通省】			
	○ デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施	○		
	○ 高度な点呼機器の活用によるIT点呼（遠隔点呼）の対象拡大を検討（※再掲）	○		
	○ 自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討（※再掲）	○		
	○ 先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討（※再掲）	○		
	【バス業界】			
	○ ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理を推奨		○	
	○ 適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を推奨		○	
	【タクシー業界】			
	○ 一定の条件の下、認められているICTを活用した運行管理について、コロナ感染症対策の一環としても導入促進		○	
	○ デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の実施		○	
	【トラック業界】			
	○ デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及・拡大		○	
	【メーカー】			
	○ ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ（運行管理システムの高度化）の普及促進		○	

	⇒「運行記録計の義務化対象：貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7t以上又は最大積載量が4t以上のもの」となっているが、自動車運送事業者殿のドライブレコーダーの採用背景、デジタコ普及の現状に対する要因を調査研究し、安全で安心な運行確保のツール研究に協力する。			
④無人自動運転サービスに向けた安全確保	【国土交通省】			
	○無人自動運転サービスの実現に向けた実証実験や課題整理・検討の推進	○		
	○無人自動運転サービスにおけるガイドライン ¹² 等による旅客輸送の安全性及び利便性の確保	○		
	【バス業界】			
	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインの周知		○	
	○国の先進安全自動車（ＡＳＶ）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む		○	
	【タクシー業界】			
	○無人自動運転サービスにおけるガイドライン及び安全性・利便性の確保と周知		○	
	【トラック業界】			
	○国の先進安全自動車（ＡＳＶ）推進計画及び隊列走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進に取り組む		○	

¹² 限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン〔令和元年6月〕

取り組むべき課題	施策	行政	事業者	利用者
4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策				
①依然として多発する乗合バスの車内事故への対応	【国土交通省】			
	○先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例について、指導監督マニュアルを活用して周知	○		
	○乗客に対して車内事故の危険性について周知	○		○
	○道路利用者に対し、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知	○		○
	○運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底	○		
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○		
	【バス業界】			
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施の推進		○	
	○発進時の車内事故を防止するため乗客（特に高齢者）が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底		○	
	○車内事故防止の啓発活動の実施の推進		○	
	○運転者、乗客が無意識に動作を先行してしまうことについて運転者教育を推進		○	
	○停留所等発進時における安全基本動作の徹底		○	
②路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応	【国土交通省】			
	○車いす未固定による危険性や車いす種類毎の固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進	○		
	○車いす使用者のバス利用に関して、バス利用者からの受容を促進	○	○	○
	○車いす固定に関する関係者間（行政、バス事業者、車いす使用者、車いすメーカー等）での情報共有の促進	○	○	○
	○車いすに係る事故報告の拡充による事故実態の把握と対策検討	○		
	【バス業界】			
	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨		○	
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推奨		○	
	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨		○	
	【メーカー】			

③ 高齢歩行者の死傷事故への対応	○車いす固定作業の容易化（リトラクタ付固定ベルトの普及）		○	
	【国土交通省】			
	○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進（※再掲）	○		
	【バス業界】			
	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制の構築		○	
	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付		○	
	【タクシー業界】			
	○路上寝込み者発見時の警察への通報及び保護活動（２９都府県で警察との協定を締結）		○	
	○徘徊老人等の保護等		○	
	○高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行		○	
④ 高齢運転者事故への対応				
	【トラック業界】			
	○高齢歩行者が事故被害者となる事故実態について調査・分析を行い、高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点及び夜間の道路横断等）を把握したうえで、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知するほか、事故を未然に防ぐための車両周辺の安全確認支援装置の導入促進		○	
	【国土交通省】			
	○高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例の周知	○		
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨	○		
	○運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起	○		
	○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発・受診促進	○		
	【各業界】			
	○適性診断（適齢診断）受診の徹底と活用促進		○	
	【バス業界】			
	○高齢運転者の健康管理の把握を推奨		○	

	○健康管理マニュアルの活用を推奨		○	
	【タクシー業界】			
	○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施		○	
	【トラック業界】			
	○高齢者特有の運転行動等について啓発するとともに、高齢運転者の事故事例などを踏まえた事故防止活動を展開		○	
	【メーカー】			
	○高齢運転者対応として、異常アクセル操作のキャンセリング機能、高速道路逆走防止（ナビ、標識認識機能）機能の充実 ⇒自工会安全部会での対応活動を参考とし、大型車部会対象の貨物自動車の事故実態・要因調査を行い、研究検討を行う。		○	
	○ペダル踏み間違え防止装置等の開発・普及 ⇒自工会安全部会での対応活動を参考とし、大型車部会対象の貨物自動車の事故実態・要因調査を行い、研究検討を行う。		○	

取り組むべき課題	施 策	行政	事業者	利用者
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化				
①各業態の特徴的な事故への対応	【国土交通省】			
	○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討	○		
	○各業態の特徴的な事故に対する優良取組事例を周知し、事故防止を啓発	○		
	○事業用自動車事故調査委員会にて検討された再発防止策の確実な推進	○		
	【バス業界】			
	○交差点右左折時には、横断歩道手前で一旦停止する安全教育を徹底		○	
	○発進時の車内事故を防止するため乗客（特に高齢者）が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底（※再掲）		○	
	○乗客へのシートベルトの着用案内を徹底		○	○
	○発進時におけるアンダーミラーによる直前横断者の確認の徹底		○	
	【タクシー業界】			
	○交差点内事故（出会い頭、人対車両）防止対策と路上寝込み者の轢過事故防止対策。特に安全不確認・前方不注視・信号無視等違反防止のため、初心に戻り基本動作の徹底		○	
	○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。特にドラレコ・デジタコによる危険予知訓練の推進		○	
	○運行管理者等による同乗指導。長年にわたる「慣れと負の学習」の運転の是正指導		○	
	○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行		○	
	○全国交通安全運動期間及び年末年始等における街頭指導の実施		○	
	○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」（事業者大会決議）による交通安全意識等の定着・向上		○	
	○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進		○	
	○すべての座席でシートベルト着用の徹底		○	○
	○ポスター、機関誌等による広報、啓発		○	
	【トラック業界】			

②健康に起因する事故の増加への対応	○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握するとともに、交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識の高揚を図る		○	
	○先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及と併せ、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進		○	
	【国土交通省】			
	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	○		
	○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン（ＳＡＳ、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患）の周知	○		
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨（※再掲）	○		
	○運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発	○		
	○適性診断（一般診断）により、自分の疲労蓄積度を確認	○		
	【バス業界】			
	○健康管理マニュアル、自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドラインの活用を推奨		○	
	○健康診断の受診を徹底		○	
	○睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）のスクリーニング検査の促進		○	
	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進		○	
	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進		○	
	○ドライバー異常時対応システムの導入促進		○	
	○個別の運行判断の指針の整理		○	
	【タクシー業界】			
	○「事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を活用した健康起因事故防止の推進		○	
	○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施		○	
	○ＳＡＳスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施し、睡眠時無呼吸症候群による事故の未然防止を推進		○	
	○健康管理等の徹底（心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等含む）		○	

	【トラック業界】			
	○「過労死等防止計画」に基づき、長時間労働対策など8項目の重点対策及び緊急対策である健康診断結果のフォローアップの重要性などの周知を図るため、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナーを全国展開するとともに、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施		○	
	【メーカー】			
	○ドライバー異常時対応システムのトラックへの展開 ⇒事業用自動車事故対策検討会の要因分析結果を参考に貨物自動車への要否を検討する。（事業用自動車事故対策検討会の健康起因事故の分析と効果的対応策の検討を踏まえる）		○	
	【国土交通省】			
	○大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動等により啓発	○		
	○大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、発生状況を踏まえた対策の検討	○		
	【バス業界】			
	○バス車両の点検整備を確実にを行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発		○	
③大型車の点検整備の実施の推進	【トラック業界】			
	○車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換作業と併せ、国土交通省が作成した「タイヤ交換作業管理表」に沿った適正な作業を周知徹底		○	
	○関係業界団体等と連携し、車輪脱落事故を防ぐ4つのルールなどの啓発活動等を通じ、増し締め徹底や日常点検の励行などを啓発		○	
	○トレーラ火災の未然防止を図るため、トレーラの適正な使用等に係る研修を実施し、日常点検及び定期点検整備の重要性について啓発		○	
	【国土交通省】			
④運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化	○事業者による安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、事業者に対する制度の普及・啓発（セミナー等）を促進。特に、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価については、すべての貸切バス事業者に対す	○		

	る評価の実施を令和3年度末までに終了させるとともに、令和4年度からは下記の優先付けのもと計画的な評価を着実に実施 1.新規許可を受けた貸切バス事業者 2.一定規模（50両）以上の貸切バス事業者 3.その他評価の実施が必要と認められる貸切バス事業者			
	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○		
	○貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施	○		
	○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○		
	【バス業界】			
	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施		○	
	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進		○	
	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施		○	○
	【タクシー業界】			
	○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策の徹底		○	
	○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進		○	
	【トラック業界】			
	○運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組の深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進		○	
	【国土交通省】			
⑤監査のあり方	○ICTを活用した監査事務の効率化	○		
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	○		
	○過去の行政処分歴や重大事故を引き起こしたこと等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	○		
	○貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	○		

⑥初任、経験不足運転者等への適切な指導監督	【トラック業界】			
	○法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導の総合評価がE評価又はD評価の事業所に重点をおいた巡回指導を実施するとともに、その結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う		○	
	【国土交通省】			
	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	○		
	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	○		
	○適性診断受診の徹底と活用促進	○		
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○		
	【バス業界】			
	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨		○	
	○初任運転者等に対する実技訓練の実施の徹底		○	
	【タクシー業界】			
	○運行管理者等による同乗指導の実施		○	
	○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施		○	
	○乗務員採用後の社内研修等の充実		○	
	○新規事業者講習会の実施		○	
	【トラック業界】			
	○トラックの初任運転者等について安全運転の実技等を義務化する等、運転者教育の強化を図るために改正された国の指導及び監督指針（国土交通省告示）を踏まえ、全ト協作成の「事業用トラックドライバー研修テキスト」を活用した指導教育について、都道府県トラック協会と連携して実効性のある教育体制の整備を図る		○	

取り組むべき課題	施策	行政	事業者	利用者
6. 道路交通環境の整備				
道路交通環境の整備	【国土交通省】			
	○生活道路において人優先の安全・安心な歩行空間を整備するため、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良や、エリア進入部におけるハンプや狭さく等の設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策等を実施する	○		
	○通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、歩道整備や、ハンプ・狭さく等の設置等の対策を推進する	○		
	○高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する	○		
	○高速道路において、4車線化や非分離区間へのワイヤロープの設置、逆走防止のための標識や路面標示等による対策の拡充を推進する	○		
	【バス業界】			
	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける		○	
	【タクシー業界】			
	○環状交差点や歩車分離式信号等、重大事故抑止効果の高い交差点の拡充について関係者に働きかける		○	
	【トラック業界】			
	○渋滞対策・安全対策の推進と平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保のため、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消、高速道路の4車線化の推進等道路ネットワークの整備促進と併せ、交差点における対歩行者等との事故防止効果が高いとされる歩車分離式交差点の拡充について、関係者に働きかける		○	

IV. 関東運輸局等の主な取組

事故削減目標の達成に向けて、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関の当面講ずべき施策及び取組のうち、主に取り組むものは次のとおりとする。さらに、その中でも、「飲酒運転」、「乗合バス車内事故」、「高齢歩行者の死傷事故」及び特徴的な事故（タクシーの出会い頭衝突事故及びトラックの追突事故）については、最重要項目として位置付け、削減のための取組を重点的に実施していくこととする。

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

（１）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応

【関東運輸局】

- 感染症予防の観点及び運行管理の質の向上による安全性の向上、労働生産性の向上等を実現できる可能性のある遠隔点呼、自動点呼、運行管理の一元化等について、事業者に対する情報提供・周知等を図るとともに、運用にかかる相談等の支援を行っていく。
- 需要が回復傾向にある貸切バス事業者に対して、事業者講習会等を通じ、運行を再開する際の安全運行の徹底など、輸送の安全の確保を図る。

【ナスバ】

- 適性診断の遠隔カウンセリングの効率かつ効果的な活用について検討を進める。

【各業態共通】

- 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について」等に基づき、各事業者において適切に対応を行っていく。

【バス業界】

- 高度な点呼機器の活用による IT 点呼（遠隔点呼）の導入を推奨する。

（２）人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進

【関東運輸局】

- （旅客自動車運送事業）令和６年度補正予算により、二種免許取得及び募集広告並びに研修費用について補助を行うとともに、引き続き、経営効率化に資する補助や高校訪問等の実施可能な取組を推進する。
- （貨物自動車運送事業）「物流革新に向けた政策パッケージ」に盛り込まれた施策により、トラックドライバーの労働環境の改善に向けて取り組む。
- （貨物自動車運送事業）関係省庁や関係団体と連携して、違反原因行為をしている疑いのある荷主や元請事業者に対する働きかけ等、トラック・物流Ｇメンの活動を通じた取引環境の適正化に向けた取組を行う。
- 「標準的な運賃制度」と「改正標準貨物自動車運送約款」について、荷主・物流事業者双方に向けて周知を図る。

- 改正物流法案において、多重下請け構造の是正に向けて、トラック事業者の取引に対する新たな規制（運送契約の書面化、元請けに対する実運送体制管理簿の作成義務付け、下請事業者の発注適正化）が設けられたことから、適切に運用されるよう事業者団体や個別事業者へ周知を図る。
- 各業界団体に対して、「働きやすい職場認証制度」の周知を図ることなどにより認証制度を促進し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

【バス業界】

- 東京都の助成事業である「業界別人材確保事業」に参加し、人材支援事業として、運転免許取得支援事業及び業界ＰＲイベント事業を実施することとし、中でも、運転免許取得支援事業を中心に取り組む。

【タクシー業界】

- 深刻化している人材不足を解消するための安定的な人材の確保や、働きやすい職場環境の実現に向けて、全タク連作成の「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の目標達成と関係法律施行に対応するため、前年度に作成した資料の活用や各社への情報提供等の支援に努める。（法人）
- 全国ハイヤー・タクシー連合会による「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」の改定に向けた取組を支援するとともに、同ガイドラインの趣旨に沿った高齢乗務員の活用について各社に周知し、運転技能の見極めと健康状態の確認を適正に行い、雇用の維持を図る。（法人）
- 「働きやすい職場認証制度」について引き続き周知を図るとともに、「働きやすい職場のつくり方セミナー」などを活用し、さらなる取得に繋がるよう積極的に取り組んでいく。（法人）

【トラック業界】

- 運転免許取得助成について、東京都しごと財団が実施する人材確保支援事業を積極的に活用し、トラック乗務に必要な全種類の運転免許について助成事業を行い人材確保に努める。
- 関係省庁との連携により、「標準的な運賃」の届出率アップや荷主に対する交渉術の習得などのため、新たな取組によるセミナーや勉強会を開催し、運賃・料金の適正な収受等ができるための取組を進めるとともに、これらの更なる環境整備を行う。

（３）激甚化・頻発化する災害への対応

【関東運輸局】

- 運輸安全マネジメント評価を通じ、運輸防災マネジメント指針に基づいた自然災害への取組に対する評価・助言等を実施し、自然災害への対応能力の向上を促進する。また、運輸防災マネジメント指針の普及啓発のためのセミナ

一や、防災力を高めるためのワークショップを出水期、降積雪期前に開催し、事業継続の体制の構築を図る。

- 本省が開催を予定している全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーにおけるガイドラインセミナーにて、「運輸防災マネジメント指針」の紹介を行う。

【バス業界】

- 日本バス協会により発出された「大規模災害基本対応マニュアル」「大震災発生時の初動対応マニュアル」の周知に努めるとともに、関東防災連絡会の「大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、東京都が進める「東京都広域避難推進検討会（仮称）」に参画し、引き続き水害時におけるバスの活用方策の検討を行う。

【タクシー業界】

- 「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結を推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。また、協会策定の風水害に特化した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」についても、あわせて周知する。（法人）
- 地方自治体、警察と災害時緊急輸送業務等の協定締結を行い、要請に応じて災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。（個人）

【トラック業界】

- 「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、ホームページや協会紙に周知・啓発記事を掲載する。また、災害物流専門家研修を開催するとともに、積極的な受講を促す。さらに、災害発生時には、被災地支援・復旧・復興に取り組む。

（４）大規模イベント、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

【関東運輸局】

- 夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時において、各業界にテロ対策について点検の依頼を行う。

【バス業界】

- 「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面で取組を推進する。
- 「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。

【タクシー業界】

- 「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多言語対応タブレットの導入や、スマホアプリのなど、外国語対応の取組を更に推進する。（法人）

- 多言語アプリ導入、電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。(個人)

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応(最重要項目)

【関東運輸局・ナスバ】

- 運行の際のアルコール検知器の使用を徹底した厳正な点呼の実施、飲酒運転防止のための運転者に対する指導・啓発活動の実施、飲酒習慣のある運転者を把握し翌日の業務がある場合の飲酒等に係る指導等の実施について、各種講習会等において周知するとともに、交通安全運動期間や安全総点検等における運送事業者の取組とする。
- 「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に記載された内容について、運転者の飲酒傾向を把握した対応等の正しい理解を深め事業者の具体的な行動に繋がるよう、各種講習会、交通安全運動、安全総点検等の機会を通じ事業者への周知を図る。
- 事故報告規則に「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」「飲酒の時点及びその飲酒量」の記載が義務付けられたことから、各講習会等の機会を通じて事業者へ周知を図る。
- 飲酒運転等による事故事例を定期的に公表し、各事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(運輸局)
- アルコールインターロックの普及促進のため、事故防止対策支援推進事業の活用を、局・支局ホームページ、講習会等で周知する。(運輸局)
- 各種講習会等において、飲酒運転の危険性、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等を講義するとともに、関東運輸局と関東トラック協会作成の「飲酒運転の防止について」を活用し、周知及び指導を行う。(ナスバ)

【バス業界】

- 日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、出庫時、帰庫時、宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底するとともに、講習会等様々な機会を通じ乗務員への啓蒙を図る。

【タクシー業界】

- 全国ハイヤー・タクシー連合会策定「飲酒運転防止対策ガイドライン」の活用推進を図るとともに、出庫前及び帰庫後点呼時のアルコール検査を確実に実施するよう、各社へ周知徹底を図る。(法人)
- 安全対策推進会議、講習会、機関紙等により、飲酒運転撲滅への取組を推進する。(個人)
- スマートフォン等で使用可能なアプリケーションソフトにより、飲酒運転防止にかかる事故事例等の情報提供及び注意喚起を運転者に図るとともに、飲酒運転の悪質・危険性を、機会あるごとに繰り返し教養する。(法人)

【トラック業界】

- 関東運輸局と関東トラック協会作成の「飲酒運転の防止について」、全日本トラック協会策定「飲酒運転防止対策マニュアル」やDVD等を用いて運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会、各支部における運転者講習会等において周知を図り、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- アルコールインターロック装置の導入について、全日本トラック協会における導入助成のほか、独自の助成等を行い、引き続きアルコールインターロック装置の導入支援を図る。

(2) 「ながら運転」の増加への対応

【関東運輸局・ナスバ】

- 各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を説明し、ながら運転禁止について周知徹底を図る。
- 事業用自動車の運転者による運転中の携帯電話等の操作が確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する等厳正に対応する。(運輸局)

【バス業界】

- ドライブレコーダーの映像等の活用や、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止に努める。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因を調査し、再発防止対策を展開する。

【タクシー業界】

- 関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」ステッカーを全車両へ貼付するとともに、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入る」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人)
- 講習会・交通安全運動等において、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人)

【トラック業界】

- 運転者講習会等にて、ながら運転の危険性について周知徹底を図る。

(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

【関東運輸局・ナスバ】

- ドライブレコーダーの普及に伴い、あおり運転への社会的関心が高まっている。各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転は重大事故につながる恐れがあることを周知する。

【バス業界】

- 「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施する。

【タクシー業界】

- 各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組を推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人)
- ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会等において、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発する。(個人)
- ドライブレコーダーの装着率100%を目指して推進する。(法人)

【トラック業界】

- 運転者講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について広報・周知を図る。

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

【関東運輸局】

- 本省主催の運行管理高度化ワーキンググループに参加して情報収集を行い、先進的な運行管理機器について事業者への情報提供や周知を図るなどして実運用の検討の支援等を行う。

【バス業界】

- IOT、AIを活用した点呼や運行管理システムの普及を図るとともに、ドライブレコーダー、アイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育に活用する。

【タクシー業界】

- AI機能付きドライブレコーダーの有用性について、情報提供を行い更なる導入拡大を図るとともに、関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集し、各社へ情報提供する。また、ヒヤリハット事例を収集し、情報共有による事故防止に努める。(法人)
- 全事業者へドライブレコーダーの100%導入の促進を図るとともに、AI機能付きドライブレコーダーの情報提供を行う。(個人)

【トラック業界】

- 生産性向上に向けた配車管理システム導入に係る評価を検証し、評価結果に基づき導入の検討を行う。

(2) 自動車の先進安全技術の更なる普及

【関東運輸局】

- 衝突被害軽減ブレーキ等の対象装置を搭載した先進安全自動車（ＡＳＶ）やアルコールインターロックなどの安全対策機器等について、自動車事故対策費補助金事業による支援の周知や税制特例の延長・拡充により普及を促進する。

【バス業界】

- 衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等、運転支援装置搭載車の導入を促進する。

【タクシー業界】

- 行政の補助金情報、自動車メーカーの最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ＡＳＶ導入の効果をアピールして更なる先進安全自動車（ＡＳＶ）タクシーの導入促進を図る。（法人）
- 車両代替え時、先進技術搭載車の導入を推進する。（個人）

【トラック業界】

- 車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成を実施。

（３）ＩＣＴを活用した高度な運行管理の実現

【関東運輸局】

- デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー、過労運転防止のための先進機器の導入について、その効果を講習会等の機会を捉えて周知するとともに、自動車事故対策費補助金事業により普及を促進する。
- 本省主催の運行管理高度化ワーキンググループに参加して情報収集を行い、高度な運行管理について事業者への情報提供や周知を図るなどして実運用の検討の支援等を行う。

【バス業界】

- 適切な運行管理と安心経営のためのＩＣＴ活用ガイドブックの活用促進及びＩＣＴを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及促進を図る。

【タクシー業界】

- ＩＣＴを活用した運行管理全般についての情報収集に努めるとともに、遠隔点呼、業務後自動点呼及び業務前自動点呼について事業者あてに情報提供を行い、導入促進を図る。（法人）
- デジタル式運行記録計の有用性を周知するとともに、保管・管理の利便性や個々の運転者の運転特性を抽出することで、個別指導に有用であることを併せて周知し、デジタル式運行記録計の普及拡大を図る。（法人）

【トラック業界】

- 引き続き、自動点呼機器導入に対する助成を実施する。

(4) 無人自動運転サービスに向けた安全確保

【関東運輸局】

- 自動運転の実証実験に使用する車両について、安全性を確保できる範囲内で必要な緩和認定を実施し、また、レベル4の自動運転を行うものとして自動運行装置に係る走行環境条件の付与申請があった場合には、申請された走行環境条件内における自動運行装置の保安基準適合性を確認し、走行環境条件の付与を行う。
- 地方自治体主導で関係者により構成される「レベル4 モビリティ・地域コミッティ」において、レベル4の自動運転に係る許認可取得等に向けた課題と対策、進捗状況等の情報共有や議論をすることにより無人自動運転サービスの実現に向けた着実な取組を促す。
- 旅客自動車運送事業者が行う実証実験に関して、事前にガイドラインに基づく「対応すべき事項」の確認を行うとともに、実際に行われている実証実験の状況を把握する。
- 関東管内の旅客自動車運送事業者及び地方公共団体を対象とした「自動運転実証事業に関する勉強会」等の開催や、自動運転社会実装事業の周知及び自動運転の取組に関する相談への対応を行う。
- 許認可申請に対する処分基準に自動運転にかかる基準を追加。当該基準を公示し、周知はかる。また新たな実証運行・本格運行について当該公示に基づき適切に対応する。

【バス業界】

- 国の先進安全自動車（ASV）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行等、新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。

【タクシー業界】

- 自動運転車両についての試乗会等に積極的に参画し、情報収集に努めるとともに、会員事業者あて周知していく。（法人）

【トラック業界】

- 運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行等、新技術を活用した物流の効率化等の推進の取組について検討する。

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

(1) 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応

【関東運輸局・バス業界・ナスバ】

- 関東地区バス保安対策協議会と合同で開催している「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、乗客・一般ドライバー等に対する乗合バスの車内事故防止のための啓発動画「転倒事故から身を守る」「車や自転車を

運転される方へのお願い」について、デジタルサイネージ等を活用した周知を実施するため、関係各所に協力を依頼する。（運輸局・バス業界）

- バス運転者向け車内事故防止動画「安全はすべてに優先する」及び運転者教育資料「乗合バス車内事故削減に向けて」を講習会等において周知し、それらを運転者に対する指導監督に活用するよう、引き続き事業者等に求めている。（運輸局・ナスバ）
- 車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。（運輸局）
- 各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。（ナスバ）

【バス業界】

- 添乗調査により発進時の着席確認等を徹底するとともに、ドライブレコーダーの映像等を活用し、飛び出し等への予測運転、防衛運転の励行等について運転者教育を実施する。
- 啓発用動画「車内事故防止に向けて」をY o u T u b eや車内のデジタルサイネージ等を活用し、利用者、歩行者、一般車両の運転者等への啓発活動を推進する。
- ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られた映像やデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。また、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。
- 運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。
- 乗合バスの安全な発進を確保するため、引き続きポスター、ラッピングバス、ステッカーによる啓発に努める。

（２）路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応

【関東運輸局】

- 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故を防止するため、「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同で開催している「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応等を検討する。

【バス業界】

- 障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推進する。
- ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータや映像等を交通安全教育及び添乗指導に活用する。
- 車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。

（３）高齢歩行者の死傷事故への対応

【関東運輸局】

- 高齢歩行者が関係する重大事故について事故調査を実施し、事故要因及び再発防止策を公表するとともに、各種講習会等において周知する。
- 「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、バスの直前横断の危険性について周知材料を検討し作成する。（関東運輸局・バス業界）

【バス業界】

- 高齢者は信号無視や直前横断等の予期せぬ行動をすることを前提に、ドライブレコーダー、アイマークカメラ等の映像を活用し、乗務員への指導・教育を徹底する。
- 高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などする。
- 全ての発進時における、アンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導するとともに、研修会等において車体直前の死角の認識とアンダーミラーの活用について指導する。
- 「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、バスの直前横断の危険性について周知材料を検討し作成する。（関東運輸局・バス業界）

【タクシー業界】

- 路上寝込み者や徘徊老人等の発見時の警察への通報と保護活動に関する協力の継続と、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者が関係する交通事故防止に努めるよう、講習会等により各社へ周知徹底する。（法人）
- 講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起する。（個人）

【トラック業界】

- 車両周辺の安全確認支援装置の導入支援を図る。

（４）高齢運転者事故への対応

【関東運輸局・ナスバ】

- 各種講習会等において、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。（運輸局）
- 各種講習会等において、高齢運転者の運転特性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行う。（運輸局）
- 高齢運転者の事故防止対策として、大学等と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目について研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する適性診断の検証研究を進めていく。（ナスバ）
- 受診歴のある事業者に対し、メール、文書等で適性診断の受診を促すと

もに、適性診断の結果を活用する講座の案内については、引続き、メールマガジンでメールの配信を行う。(ナスバ)

【バス業界】

- 交付金を活用した助成により、S A Sスクリーニング検査、M R I 健診を推進するとともに、東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理への啓発に努める。

【タクシー業界】

- 警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、管理者の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導をするとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。(法人)
- 警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人)

【トラック業界】

- 運転者講習会等において、高齢運転者の運転行動や事故事例を踏まえた事故防止策について周知徹底を図る。

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

(1) 各業態の特徴的な事故への対応

【関東運輸局・バス業界・タクシー業界・トラック業界・ナスバ】

- 各業態の特徴的な事故(車内事故(乗合バス)、出会い頭衝突事故(タクシー)、追突事故(トラック)、健康起因事故)について調査・分析を行い、事業者や関係団体が事故防止対策や安全意識の醸成に役立てられるように公表・周知を行うとともに、事故事例をHPに公表し、周知を行う。(運輸局)
- 貸切バス運転者に対する実技指導動画「貸切バスの実技指導の例」について、講習会等での周知を図る。(運輸局・バス業界)
- 「バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、乗客・一般ドライバー等に対する乗合バスの車内事故防止のための啓発動画「転倒事故から身を守る」「車や自転車を運転される方へのお願い」について、デジタルサイネージ等を活用した周知を実施するため、関係各所への協力を依頼する。(運輸局・バス業界)
- 「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」の活用を図る。(運輸局・タクシー業界)
- 路上横臥事故削減を目的として、事故防止啓発動画「路上横臥事故削減に向けて」を講習会等において周知する。(運輸局・タクシー業界)
- タクシー事業者団体と合同で設置した「タクシー事故防止対策検討会」において、次の取組を実施する。(関東運輸局・タクシー業界)

- ・ 前年度に作成した交通事故統計及び事故事例等からみたタクシーの事故の状況の活用を図る。
 - ・ タクシー事業者による歩行者、自転車との事故削減等に向けた優良な取組について、情報収集を行い取りまとめて公表し、関係事業者の運転者指導等への活用を促す。
 - ・ タクシー運転者が事故防止のために行うべきことを意識できるような啓発ツール等の作成。
- 一般啓発用動画「安心安全輸送のため、トラック輸送業からのお願いです」を広く周知し、一般の道路利用者への事故防止の啓発を図る。（運輸局・トラック業界）
 - 「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を講習会等の機会を捉えて広く周知し、健康起因事故防止の啓発を図る（運輸局・トラック業界）
 - 前年度に作成した「トラック事業者の適切な運行管理と安心経営のためのICTガイドブック」を広く周知し、運行管理業務を確実に行うことの再認識及び効率化について促進する。（関東運輸局・トラック業界）
 - 各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策等について周知を図る。（ナスバ）
 - タクシー事故防止対策検討会で作成された「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」の周知を行う。（ナスバ）

【バス業界】

- 乗合バスの特徴的な車内事故防止については、4.（1）「依然として多発する乗合バスの車内事故への対応」に掲げた取組を進める。
- 全ての発進時におけるアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導するとともに、研修会等において車体直前の死角の認識とアンダーミラーの活用について指導する。

【タクシー業界】

- 事故類型として多い、人対車両（歩行者等）及び出会い頭事故について、重点的な事故防止に努める。（法人）
- 警察からの交通安全情報や事故情報について、引き続き各社へメール等により提供するとともに、交差点内の事故について、事故統計データで分析を行い事故発生の原因、背景及び防止対策を資料にまとめ各社へ展開する。また、関東運輸局「タクシー事故防止対策検討会」で制作した教育資料をHPへの掲載を行うとともに、スマートフォン等で使用可能なアプリケーションソフトにより乗務員へ情報提供を行い、乗務員指導への活用を図る。
- 薄暮時の早めのライト点灯と夜間におけるハイビームとロービームのこまめな切り替えを啓発し、深夜における路上横臥の轢過事故防止を図る。
- K Y T教材を提供することによる危険予知訓練、A I付ドライブレコーダーの装着による運転者の特性を踏まえた危険予知教育を推進していく。

- 乗務員教育における定期的な同乗指導を実施する。(法人)
- 安全対策推進会議等において事故情報の共有及び発生要因調査結果を基に事故防止の徹底を図る。(個人)

【トラック業界】

- 事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、死亡事故の発生した際には事故速報を発出し、事故の再発防止を図る。
- かけがえのない命を思い、命の大切さ・尊さを感じ、考える「時間・空間」を設けることによる事故防止のための「命のメッセージ展」を実施する。
- 車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成を実施。

(2) 健康に起因する事故の増加への対応

【関東運輸局・タクシー業界・トラック業界・ナスバ】

- 各種講習会等において、「事業用自動車の運転者に関する健康管理に係るマニュアル」や「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を周知し、運転者の健康状態の把握や乗務判断等の確実な実施を図る。
- 国土交通省がまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」により、視野障害に関連する運転リスクや眼科検診や治療の必要性等について周知を図る。
- 健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(運輸局)
- 「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」の活用を図る。(運輸局・タクシー業界)
- 「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を講習会等の機会を捉えて広く周知し、事故の発生原因やその改善対策を検討することで健康起因事故防止の啓発を図る(運輸局・トラック業界)
- 健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。

【バス業界】

- 健康診断の受診を徹底するとともに、健康管理ハンドブックの活用、S A Sスクリーニング検査や脳MRI健診の一層の推進のため、交付金を積極的に活用して、その受診を促進するとともに、睡眠の不足など点呼時における健康状態の確認を徹底する。また、ドライバー異常時対応システムの導入を促進する。
- 個別の運行判断の指針の整理を行う。

【タクシー業界】

- 関係マニュアル及びガイドラインについて理解を図るため各社へ周知するとともに、各社管理者は日頃より乗務員の健康状態をチェックし、健康起

因による事故を惹起する可能性の高い基礎疾患を保有している個々の乗務員の健康状態を管理し、必要に応じて医療機関受診を促すなど、健康起因による事故防止の周知徹底を図る。(法人)

- 健康診断の受診を徹底し再診、再検等の未受診者に対し個別指導を行うとともに、S A Sスクリーニング検査の推奨を図り健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病の早期発見に努める。(個人)
- 視野障害による運転の危険性を周知し、眼科検診の実施を奨励する。
- 「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」の活用を図る。(運輸局・タクシー業界)

【トラック業界】

- 健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(S A S)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(S A S)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。

(3) 大型車の点検整備の実施の推進(車輪脱落事故防止)

【関東運輸局・ナスバ】

- 大型車の車輪脱落事故や車両火災等の車両故障に起因する事故等を防止するため、再発防止策を含めた確実な点検整備の実施について、チラシを活用する等により各種講習会等において周知する。(運輸局)
- 車輪脱落事故防止のために必要な対応について、チラシを活用する等により自動車点検整備推進運動、タイヤ専門店の店舗訪問、街頭検査など、あらゆる機会を捉えて啓発活動を継続する。また、冬タイヤへの履き替え時期の街頭検査において自動車整備振興会と協力しトルクレンチを活用した締め付け確認等を行い、大型車の運転者に対する啓発活動を行う。(運輸局)
- 車輪脱落にかかる事故報告書の提出があった事業者について、チラシ等を配布し、個々の事業者に対して直接周知・啓発を行う。(運輸局)
- 「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」から事故要因の調査・分析等結果の中間とりまとめで示された、タイヤ脱着時の作業の適切な実施の重要性について、整備管理者研修等で周知する。(運輸局)
- 運輸支局窓口の待合所等において、国土交通省が作成した車輪脱落事故防止の動画を放映して啓発を行う。(運輸局)
- タイヤ脱着時の作業管理表(大型車)等の管理を含む整備管理者の業務など、整備管理者制度の運用等について、各講習会等において周知を図る。(運輸局)
- 各講習会等において、「大型車における適切な冬用タイヤ交換作業等の実施について」の周知を図る。(ナスバ)

【バス業界】

- 確実な点検整備での車両故障、車両火災、車輪脱落事故を防止する。

【トラック業界】

- 運輸安全委員会、整備管理者研修や運転者講習会等において、車輪脱落事故防止に焦点をあて、大型車の点検整備について周知徹底を図る。

(4) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

【関東運輸局・ナスバ】

- 貸切バス事業者に対する評価については、①新規許可を受けた事業者、②一定規模（50両）以上の事業者、③その他評価の実施が必要と認められる事業者に対して優先付けを行い、計画的な評価を着実に実施するとともに、一定規模以上の事業者については、2回目となる評価を随時実施する。（運輸局）
- 輸送現場の安全性向上に繋がる取組を行う事業者及び自動車事故被害者・遺族団体等による講演を含むセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策の情報提供及び運輸安全マネジメント制度の更なる普及・啓発に努める。（ナスバ）
- 貸切バス事業の更新制導入による、安全マネジメント評価実施に向けた取組の啓蒙と安全マネジメント評価を行うとともに、認定セミナーの定期的な開催に努め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発を行う。また、対象となる事業者への周知についても引き続き実施する。（運輸局）
- 認定セミナーの定期的な開催に務め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発を行う。また、リスク感受性向上セミナーについては、令和6年度より全ての支所において開催し、事業者のさらなる事故防止対策の向上を図ることとしている。（ナスバ）

【バス業界】

- 運輸安全マネジメント講習の実施、貸切バス適正化機関と連携した巡回指導を徹底するとともに、セーフティーバス制度（貸切バス事業者評価認定制度）の利用促進を図る。

【タクシー業界】

- 運輸安全マネジメント制度の趣旨及び安全対策の周知徹底を図るとともに、運輸安全マネジメントセミナーや事故防止責任者講習会等に参加し、交通事故防止対策に関する問題、課題に積極的に取り組んでもらうことを周知する。（法人）
- 協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取組、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。（個人）

【トラック業界】

- 評価対象となる事業者における最低車両台数の周知及び運輸安全マネジメントセミナーの開催について周知し、積極的な受講を図る。

(5) 監査のあり方

【関東運輸局】

- 新たなネットワークPCや通信機器の導入により、データベースへのアクセスなど監査現場における作業が拡充したことから、これらによる監査業務の効率化を図る。
- 貸切バス事業者の稼働状況を踏まえつつ、効果的な時期・方法による一般監査及び街頭監査等を実施していく。
- 過去の処分歴や重大事故の他、事業者に関する情報を積極的に収集し、継続的に監視すべき事業者リストの精度を高めるとともに、適正化実施機関による巡回指導の実施結果等の行政が把握する情報を総合的に管理し、効果的な監査を実施し、悪質な事業者等を排除していく。
- 適正化実施機関による巡回指導の対象のうち、法令遵守がなされていると推認される営業所に対する特例を設けることにより、特定の営業所に対する法令遵守状況確認を重点的・継続的に行い、国による監査は、法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。

【トラック業界】

- 適正化実施機関による巡回指導において、総合評価の低い事業者に対し、半年ごとの頻度で優先的に指導を行う。また、指導において改善が必要な事業者について期限内の提出を周知徹底するとともに、報告が遅い事業者には、速やかな提出を促進するための通知を行うなど、フォローアップの強化を図る。

(6) 初任、経験不足運転者への適切な指導監督

【関東運輸局・バス業界・タクシー業界・ナスバ】

- 初任運転者や経験不足の運転者については安全対策に万全を期す必要があるため、各種講習会等において、運転者に対する指導監督の告示に基づいた指導の確実な実施や「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。(運輸局・ナスバ)
- 貸切バス運転者に対する実技指導の具体的事例の動画貸切バス運転者に対する実技指導の具体的事例の動画「貸切バスの実技指導の例」について、講習会等での周知を図る。(運輸局・バス業界)
- 自動車事故対策費補助金事業による、安全教育のコンサルティング費用の支援について周知を行う。(運輸局)
- 各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法

について講義を行う。(ナスバ)

- 危険予知トレーニング用教材としてタクシー事故防止対策検討会で作成した教育資料「路上横臥事故削減に向けて」等を周知する。(運輸局)
- ヒヤリハットや事故事例等より危険とされている「交差点」や「狭い道路」等の地点について情報収集を行い、調査・検証し、どのような交通状況のもとで発生しているかを取りまとめ、関係事業者等を示すことで事故防止を図る。(関東運輸局・タクシー業界)
- タクシー運転者が事故防止のために行うべきことを意識できるような啓発ツール等を作成する。(関東運輸局・タクシー業界)

【バス業界】

- 初任運転者、一時帰休等により長期に運転していない乗務員には、運転実技訓練を実施する。
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。

【タクシー業界】

- 運行管理者等の同乗指導を実施している事業者については継続するよう努めるとともに、実施していない事業者については実施を検討するよう促し、不適切な運転操作を行っている運転者に対し、運転操作の指導を行い安全運転の重要性を再認識するよう図る。(法人)
- 事業者に対し、ドライブレコーダーの映像を活用した職場教育の重要性を周知するとともに、運転者に対しスマートフォン等で使用可能なアプリケーションソフトにより情報提供を行うとともに安全教育を実施する。(法人)
- 全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人)
- 新規事業者等を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人)

【トラック業界】

- 協会内部において全日本トラック協会作成のテキストの充実を図るとともに、専門機関の講師により講習会を行う。eラーニングによる講習も検討する。

6. 道路交通環境の整備

(1) 道路交通環境の整備

【関東運輸局】

- バス停の安全性確保対策について、令和6年度補正予算により補助を行うほか、引き続き、関係者と連携して改善に取り組んでいく。

【バス業界】

- 横断歩道にバス停留所の一部が掛かったり、直前直後に信号機のない横断

歩道があるバス停留所の安全性確保対策について、行政機関、道路管理者、交通管理者、事業者の連携により、積極的に取り組むとともに、バスの走行環境改善に向けて道路管理者、交通管理者に対する要望活動を推進する。

【タクシー業界】

- 道路管理者、警察、地域住民、運送事業者等による協議体に積極的に参加し、道路形状や重大事故抑止効果の高い交差点等交通規制の改良に関し、各都県警察等へ積極的に意見具申する。（法人）

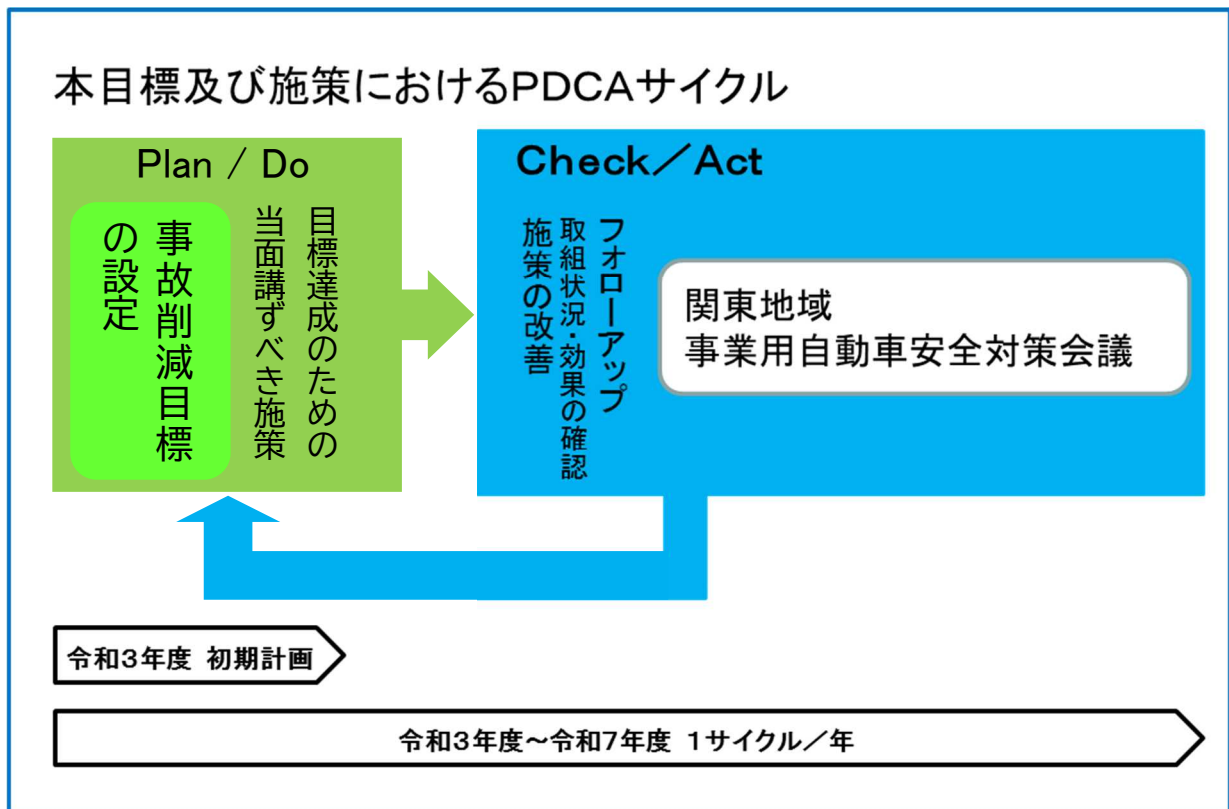
【トラック業界】

- 渋滞交差点等の要望箇所の情報収集・集約に努める。
- 全日本トラック協会及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施する。

V. 本目標及び施策のフォローアップ

目標を確実に達成するためには、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にフォローアップすることが重要である。

関東地域事業用自動車安全施策において、目標達成状況等についても可能な限り定量的な指標を用いて確認するとともに、目標達成のために講じる施策について、関東管内での取組状況やその効果等を把握・検証し、施策の実施をより実効性のあるものに改善していく必要がある。



VI. おわりに

「関東地域事業用自動車安全施策 2025」は、関東管内の自動車運送事業に関わるすべての関係者の間で共有され、着実に推進されるべきものである。

自動車運送事業の利用者についても、安全に関する意識を醸成させることが必要であることから、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関は安全に関する情報提供の充実に努めることが重要である。